汚職防止行動規範

（グループ企業各社内部規則付属文書）

Veolia グループ（以下「当グループ」という。）は誠実さ、清廉さ及び公正さを、そのあらゆる事業活動において反映させるべき不可欠な価値であると考えている。

本行動規範（以下「本規範」という。）は、あらゆる形態による贈収賄及び同質同等の振る舞いを何らの留保なく禁止し、かかる事項に関する規制及び最善の実務慣行に従うという当グループの誓約の順守を目指した原則並びに行動を規定している。本規範は同様に必ず守られねばならない当グループの既存の内部規則及び手続の不可欠な一部である。

本規範は Veolia SA が直接又は間接的に支配する、フランス及び当該企業が設立された又は当該企業が事業活動を行うあらゆる国に所在する全ての企業（当グループである。）に、その法人形態にかかわりなく適用される。

＊　＊　＊

1．本規範の適用、認識と協力

本規範の規定は当グループの全ての管理職及び従業員個々に対し、並びにより広範に定義するならば、当グループに従事する又は当グループを代理すると見られるあらゆる者に対し、それらの者が義務を履行する環境又は活動が実施される国にかかわりなく、個々に直接適用される。

当グループの管理職又は従業員は、本規範規定又は少なくとも最低限同等の規定を当グループが事業関係を持つ第三者（サプライヤー、顧客、共同事業者、非営利団体等）のそれぞれに適用することを可能な限り確保しなければならない。

本規範に違反していると見られる当グループの管理職若しくは従業員、又は統制と監視を明白に欠いたことによりかかる違反についての責任を負っていると見られる管理職は、その契約関係の取消、解雇又は解除に至る可能性のある懲戒処分が課される場合がある。

本規範規定の順守を確実なものとするため、当グループはいかなる時においても当グループの名前で又はその責任に基づいて実施されたあらゆる取引の詳細について検証することができる。かかる検証の一環として、当グループはその権限下にある者及びその名において又はその代理者として行為する者が、当グループ及び当グループが選任する外部弁護士に協力することを要求する。かかる検証作業の状況下に於ける協力の欠如は懲戒又は契約関係に関わる手続の対象となる結果に至る場合がある。

本規定の適切な適用を目的として、当グループは関連する者に対し研修及びリソースを提供する。各従業員はかかる研修から恩恵を受けることを求める権利があり、機能上及び組織上の管理職はその配下にある者らが状況に適合した研修を受講したことを確実なものとしなければならない。加えて当グループは各関係者が適切に本規範を適用することを支援することを保証する。それに伴い、あらゆる管理職又は従業員は自身の義務の理解と順守に資するよう、上司、コンプライアンス審査員又は倫理委員会からの助言を求める権利を有する。必要に応じ及び可能な限りにおいて当グループはかかる対応にあたっての秘密保持を尊重することを保証する。

2. 贈収賄及び類似行動の防止及び禁止

(a) 贈賄及び取り込み行動

当グループは公務員及び企業又は個人の双方に対する贈賄行為を、こうした行動と解釈される可能性のあるあらゆるその他の行為、特に利益誘導とともに厳しく禁じている。当グループは、不正な利益の約束、付与又は利用の対価として第三者から便宜を取得しようと試みることを含んだあらゆる振る舞いを全面的に禁じている。

ファシリテーション・ペイメント、すなわち行政手続の確保又は迅速化を図るための違法で隠密な支払は、たとえ当該行政手続の目的が合法であっても禁じられている。

経済合理性が立証されない、又は当グループによる主催若しくは後援活動（以下の定義を参照。）の一環として当グループが引き受ける社会的若しくは人道主義的な活動の枠組み外である、第三者への便宜（例えば雇用、物品又は役務提供の契約。）の付与である自己満足的な行為もまた禁止される。

(b) 入札及び受注

当グループは公共調達への応募者の自由な参加及び公平性並びに自由で公平な競争の実施を制限することを目論んだ又はもたらすあらゆる行動を禁止する。

この点に関し、入札手続に適用される規制上又は特定の制約を逸脱した、購入者からの不正な情報取得及びより一般的な表現をするならば不正な利益取得を目指すあらゆる行為は、明示的に禁止されている。

競争制限、特に他の１社以上の応募者との不正な合意による競争制限その他あらゆる反競争的慣行を目論んだ若しくはその結果をもたらすあらゆる行為もまた禁じられている。

(c) 政治活動及び寄付

当グループはいかなる政治活動にもかかわらず、政党又は選挙立候補者への寄付も行わないことを約束している。いずれの管理職、従業員又は第三者も、かかる活動若しくは寄付に、当グループを参加させることができず又はいかなる方法であれ当グループの資源を使用してはならない。

対象となる政治活動及び寄付は、具体的には政治団体若しくは政党への帰属及びそれらに対しての優位性又はそれらに対してなされるあらゆる寄付（金銭によるか現物によるかを問わない。）を含み、とりわけ地方若しくは国政上の選挙運動の場に従事する者に対してはなおさらのことである。

（d）第三者（顧客、サプライヤー、共同事業者、公共又は民間の権限者）への贈答及び招待

当グループの管理職又は従業員並びに当グループの名義及び代理で行為する第三者は、事業上の関係者に対する儀礼上の贈答又は招待の提供を行わねばならないかもしれない。かかる贈答又は招待を提供する者は、当グループの利益のみにおいて、その権限および職責の範囲内で、特定の認識された者を受益者として、及び当グループが当該贈答若しくは招待の提供者であることを明確に示してこれを行わねばならない。

- これを行う者は贈答又は招待を正当化する営業上の状況及び贈答又は招待を与える者の地位について考慮した上で最善の判断を行わねばならない。かかる贈答又は招待は、合理的範囲内の性質と価格でなければならず、当グループ及びそれを受け取る者の双方が公開して受け入れることができるものとする。かかる贈答及び招待は当グループに関しての判断に影響を及ぼす恐れがあるとみなされるものであってはならない。

- さらに管理職及び従業員はこれらの贈答及び招待の性質及び価格が、特にそれらを受領する者が公的及び／又は選定にかかわる職責を行使する場合には、現地の法律及び規制を順守していることを厳に確保しなければならない。

- 当グループは当該贈答若しくは招待の存在を隠すことを目論んでいる事情における贈答若しくは招待の提供、又はその性質が良識に反する若しくはそれに財産的若しくは事実上財産的な性質（現金、商品券、旅行券若しくは換金可能な資産又は融資等。）がある贈答若しくは招待の提供を、厳に禁止している。

本規範及び法的に適用される規則がある場合にはその規定された制限内において、子会社の管理職又は現地従業員はその管理上の権限に基づき、コンプライアンス審査員の同意を得たうえで目安となる又は委任範囲の限界値を設定することができる。

3．収賄及び当グループ内の利益相反の防止及び禁止

（a）収賄

当グループはその管理職、従業員及びその名義又はその代理で行為する第三者の全てに対し、あらゆる形態による収賄、すなわち当グループ又は第三者からの有利な取り計らいの対価として不正な若しくは隠された利益を要求する又は受領する行為を、その性質若しくは金額にかかわらず厳に禁止している。

（b）利益相反

当グループの名義において行われる決定は、明白なものか事実上のものかを問わず、あらゆる利益相反による影響を受けてはならない。かかる相反は、具体的には、当グループの管理職若しくは従業員又は当グループの名義若しくは代理で行為する第三者の個人的な利害（財産上の利害、家族の利害。）が、それらの者が当グループ内における自身の職責の一部として取り扱う事項により潜在的若しくは実際上影響される場合に発生する恐れがある。

かかる状況にあるとみられる者は、何らかの措置を講じるに先立ち、少なくとも利益相反に気付き次第直ちに自身の上司に書面で通知し、状況下においてはそれ以上の行為を行ってはならないが、但し明示的な承認が当該者に付与されれば、場合に応じこの限りでないものとする。相反が経営者又は管理職に関するものである場合、当該承認はコンプライアンス審査員又は当グループのコンプライアンス責任者との正式な協議が行われた後に限り発行することができる。

特別な秘密保持を必要とする状況にあっては（特に個人のプライバシーにかかわる場合。）、相反に関係する者は直接自身のコンプライアンス審査員又は倫理委員会と協議することができる。当グループは、秘密を厳に保持して同事項を検証し、当グループ及び関係する者の利益に及ぼす影響を最大限抑制した相反解決確保の促進を保証する。

（c）贈答及び招待の受領

管理職及び従業員並びに当グループの名義又はその代理で行為する第三者は以下記載の規則に従うことを条件として事業関係者から儀礼上贈答又は招待を受けることができる。

当グループでは以下を厳禁する。

- 贈答又は招待のあらゆる要求行為
- 秘密の手段又は見知らぬ者若しくは正確に特定されない者から受領するあらゆる贈答若しくは招待。

- 金銭若しくは現金同等物（例えば商品券又は換金可能な品目。）により受け取る贈答又は招待。
- 適用となる現地規制に違反したあらゆる贈答又は招待（具体的にはその金額、性質、当該進物若しくは招待の原提供者又はそれらを受け取った者を理由とする規制。）
- 品位に反した贈答又は招待

さらに贈答及び招待は、それが行われる事情及びそれらを提供又は受領する者に照らして妥当な価値と性質の範囲内である場合に限り受領が可能となる。贈答及び招待はいかなる場合においてもそれらの提供者及び受領者の双方において公開して引き受けられるものでなければならない。本規範及び存在する場合には法的に適用される規則において規定された制限の範囲内で、子会社の管理職又は現地従業員はそれらの者の権限に基づきコンプライアンス審査員の同意を得たうえで目安となる又は委任範囲の限界値を設定することができる。

疑問（具体的にはその価値若しくは性質、又は事情に関する疑問。）を惹起する恐れのある贈答及び招待を提供された者は、自身の経営者及び場合によりコンプライアンス審査員に直ちに報告しなければならない。上記の諸規則を守っていないあらゆる贈答又は招待は拒絶され、場合により返還されねばならない（コンプライアンス審査員は管理者とともに当該返還が事実上又は合理的に考えて不可能な場合に講ずべき措置を検証することとする。）。

4. 特定の規則の対象となるその他のリスク状況

(a) 主催及び後援

主催後援活動は行事又は団体のための非営利目的（慈善、人道的、社会的、文化的等）での金銭又は現物による支援である。かかる活動は当グループの名義により当グループを代表し当グループの内部規則及び手続を厳守している場合に限り実施が可能であり、並びに個々の案件において事前承認の対象となる。かかる活動は当グループのブランド又はイメージの広報宣伝を専ら目指すものでなければならず、倫理水準において疑問が呈される恐れのない評価を伴った合法的団体を受益者として伴っている場合に限り実施することができる。

当グループの管理職及び従業員は、かかる主催及び後援活動が第三者、具体的には公職に就いている者又は当該公職への立候補を宣言した者若しくはその潜在的な候補者の個人的な利益のために不当に使用されてはならないことを厳に確保しなければならない。疑問を覚えた場合には活動を直ちに停止しコンプライアンス審査員に連絡しなければならない。

(b) ロビー活動

ロビー活動は当グループ又はその構成企業若しくは団体のイメージ、製品及び業務を広報宣伝するための公的機関に向けたロビー活動の実行である。当グループの役職者若しくは従業員又は契約に基づいた役割により当グループの名義により職務を実行する第三者がロビー活動者となることができる。該当する場合には下記（c）項に規定される様式に応じて高潔性が評価されねばならない。かかるロビー活動に付けられた名称にかかわらず、倫理、現地規制並びに当グループの手続及び本規範を順守しながら、さらには利益誘導についてのあらゆるリスクを厳重に回避して当該活動は実行されねばならない。

ロビー活動者はロビー活動者が接触する者及び第三者にロビー活動者が当グループの名義により行為する旨を通知し、ロビー活動者の個人若しくは職業上の立場における活動又は何らかの負託（組合、政治的結社若しくは同業組合における負託かにかかわらない。）との関連から実施される可能性のあるその他の活動との、あらゆる混同を回避することを明確にせねばならない。

接触のあった者及びかかる者の直接の側近に対し、当グループの名義で行為するロビー活動者は、不正な手段で情報の取得を試みること、偽り又は誤解を生む情報を意図的に伝達することを禁じられねばならない。

数か国において又は特定の人物、国内機関若しくは国際機関において、任務を履行する者、当該任務の条件、又は接触した人物（具体的には国会議員及び公選された役職者）に関する具体的な当該ロビー活動上の義務を課す明示の規制が存在している。各ロビー活動任務（当グループの役職者若しくは従業員か、又は第三者が履行するのかを問わない。）の管理者は検討された任務が当該規制の対象となっている恐れがあるかどうか、及び該当する場合には当該規制における規定の順守を厳格に確保しているかどうかを確認しなければならない。

(c) 仲介者、サプライヤー及びビジネスパートナー

当グループはそのビジネスパートナー（顧客、サプライヤー、役務提供者、仲介者等。）の活動が当グループに関するリスク内容を特定できない事態、具体的には当該ビジネスパートナーが贈収賄及び類似の行動の防止における国際法及び国内法上の規制並びに広く認められた適正な実務慣行の順守を怠っている事態に注意を向けるものとする。

これに関連して当グループの役職者及び従業員は、それぞれのビジネスパートナーとの各事業関係が特に贈収賄及び類似の行動に関する事項の事前の合理的なリスク評価の対象と

なることを確保しなければならない。かかるビジネスパートナーと締結される契約はこれらの事項における適正な実務慣行の順守を求める明示の規定を含み、この点について第三者の不履行が判明したときには契約関係を直ちに解除する事由となる場合がある旨を規定しなければならない。

事業関係について担当する者は選定されたビジネスパートナーがこれらの事項における良好な評判を確保しなければならない。この点に関するあらゆる疑義は当グループによる精査手続の実行を目的として経営者及びコンプライアンス審査員に直ちに報告されねばならない。贈収賄についてあらゆるリスクを防止するため、当該精査手続はあらゆる入札手続又は日常取引に起因した政治的影響力のある人物（PEP という。）とのあらゆる事業関係を対象とすることが推奨される。

コンプライアンス審査員が極めて緊急であると明示的に認める場合を除き、評価が行われる場合には（とりわけ当グループの内部手続が仲介手続事項又は営業コンサルタントにおけるものと同様の義務をこの点において課している場合。）、当該評価の結果に鑑み関係する役職者によるビジネスパートナーの妥当性検証が行われるまで契約の締結を行ってはならない。

（d）財務及び経理上の統制についての規則

財務及び経理上の統制の点から当グループが定める基準及び手続は、特に帳簿、会計伝票及び経理処理が不正行為、具体的にはあらゆる贈収賄行為又は利益供与を隠蔽するために使用されないことを確実なものとすることを目指している。その帰結として当グループの名義で供与されるあらゆる支払又は便宜は、合法的で明確な目的を持ち、具体的に以下を順守している受益的所有者に対して行われねばならない。

- 制裁、禁輸並びにマネーロンダリング及びテロ行為への資金供給の防止に関する国際的立法措置。
- 当グループ手続に依拠して発行された権限委託文書及び銀行取引委託文書。
- 当グループ購買手順書記載の認証／承認手続（発注、納品、支払）及び経理処理手続。

文書の裏付けのないあらゆる支払、すなわち記帳されない支払、又は故意に偽りの目的若しくは支払先を述べた若しくは支払の実際の目的若しくは支払先が正確に認識されていないあらゆる支払は禁じられている。この規則への追加として、何らか特定の現地状況を当グループの財務及びコンプライアンス部門が前もって明示的に認めていない限り、あらゆる現金による支払又は類似した有価物（貴金属、有価証券、上場株式等。）を用いた支払若しくは現物給付による支払もまた厳に禁じられる。

支払を行おうとする者は、可能な限りにおいてその支払先が対象となる法令を順守することを確保しなければならず、当グループが承諾する支払条件は決してこれらの法令を逃れることを目的としてはならない。当グループの財務及びコンプライアンス部門が明示して認めない限り、あらゆる支払は役務提供者が実際に居住者となっている国又は役務が提供された国においてなされねばならない。

5．警告

当グループの管理職及び従業員並びに当グループのあらゆる外部又は臨時の協力者は、上記規則の違反を発見した又は違反を疑うに足る根拠を持ったときには、以下に記載する手段の１つを用いて当グループに通報することができる。

- 通常の管理窓口を通じた手段
- 当グループ内における警告受付機関である倫理委員会を経由する手段

当グループはこれらの警告において開示された要素、特に内部告発者についての秘密、及び該当する場合には通報された事実とともに通報された者についての秘密を保持することを保証する。適用される可能性のある現地の規制において規定された制限に服すことを条件として、必要な場合には匿名を維持した警告システムの提供が可能である。かかる場合においては、内部告発者に悪意がある場合を除き当グループは報告執筆者の身元の特定を可能にする何らの措置も講じないことを保証する。

加えて当グループは、誠実に報告書を提出しようとする者に対してのあらゆる措置（具体的には懲戒処分及び職務上の措置。）を、当該警告から生じた追跡処分にかかわりなく、及び報告された事実が正確でないと立証されたとしても禁止する。さらには、報告された事実において内部通報者の責任が関与している恐れがある場合、当グループは事案の処理及び起こり得る追跡処分にあたり、当該報告の存在及び同従業員の更なる協調姿勢を考慮することを保証する。

悪意のある報告書（すなわち恨みや中傷を含んだ又は明白な虚偽を繰り返した報告書。）を提出して上述の警告システムを悪用しようとした当グループ内のあらゆる者は懲戒手続の対象となるか、又は適用となる国法に従った訴追の対象とさえもなる場合がある。

汚職防止行動規範用語集

能動的贈賄

能動的贈賄とは、約束、免責又は便宜を図る行為の見返りとして、公務員又は民間人に対しての支払若しくは利益の、直接か間接的かを問わない提供、約束又は示唆をいう。

反競争的慣行

反競争的慣行とは、競争を制限又は歪め、以て競争者間における透明性、公明性及び公平性に関する規則を逃れることを目的としたあらゆる行為をいう。これには他の競争者を排除する明示若しくは黙示の合意、共同行為又は優越的地位の乱用が含まれる。

取り込み行動

取り込み行動とは徳義に反した、例えば利益供与、着服、不正な利益の収受、公金横領及び／又は情実等のあらゆる行為である。

受益的所有者

受益的所有者とは、直接若しくは間接的に資産を支配する自然人又は法人を言い、実施される委託業務活動の受益者となる。

事業関係

事業関係はある特定の期間中の職業上又は商業上の関係である。契約において規定される場合がある。

コンプライアンス審査員

コンプライアンス審査員とは様々な事業単位、区域又は諸国において当グループコンプライアンス部門が任命する者をいう。

利益相反

利益相反は従業員又は当グループ内若しくは外部の担当者の個人の利害が当グループの利害と対立する状況である。かかる利益相反は金銭上、職業上、家族その他の利害に関係する可能性がある。

日常取引

日常取引とは、定期的に履行される当グループ活動の実施に関連した取引又は業務をいう。

適正評価

適正評価とは第三者の身元を確認し、当該第三者との事業関係を結ぶにあたって当グループがさらされるリスクを特定するための当グループによる合理的に系統立てられた統制及び認証措置をいう。

進物

進物は自由意思で移転される金員により計測が可能な、直接か間接的かを問わないあらゆる無料の給付、物品又は役務である。現金若しくは現金同等物、物品、商品券、動産又は不動産等で行われる。

当グループ

「当グループ」という用語はVeolia Environment及びその直接又は間接的な連結子会社の全てをいう。

利益供与

利益供与とは、ある者が自身の現実又は概念上の影響力を使用若しくは乱用して公的機関（国又は国際機関。）から恩恵、雇用、契約、免責その他の都合の良い優遇を取得しようとする行為をいう。

仲介者

仲介者とは、1つ若しくは複数の契約の締結を可能にする又は促進するため営業上の交渉に参加する自然人若しくは法人をいう。

招待

招待とは行事、会合、旅行、食事等による供応又はそれらへの参加の提案である。

共同事業者

共同事業者は1つ又は複数の契約の枠組み範囲における1つ又は複数の商業活動の達成を目的とした相乗効果のある関係を当グループとともに構築した者である。

受動的収賄

受動的収賄とは、約束、免責又は便宜を図る行為の見返りとして、公務員又は民間人から直接か間接的かを問わず支払又は利益を受納若しくは受領する行為をいう。

後援

後援は金銭、動産若しくは不動産又は融資の提供により公益的な組織又は業務（財団、公益法人等）を支援することである。

政治的影響力のある人物（「PEP」）

政治的影響力のある人物とは、公的な役割を委託されている若しくは委託された自然人又はかかる者の近親者若しくは縁者である。

公的調達

公的調達という用語は公共契約、営業権契約その他公益上の必要性を満たすことを目的とした契約をいう。

主催

主催は教育的、文化的、科学的、社会的、人道的又はスポーツについての行事を大規模に支援する活動及びVeoliaグループ又はその子会社のイメージを広報宣伝することに資する活動である。

サプライヤー

サプライヤー又は下請負事業者とは当グループに物品若しくは役務を供給する自然人又は法人である。

第三者

第三者という用語は顧客、サプライヤーその他当グループの事業関係者、並びに当グループとの契約関係が存在するかどうかにかかわりなく、また公的機関か民間かを問わず当グループ外のあらゆるその他の自然人若しくは法人をいう。